

緊急小口資金特例貸付の借入申込にあたっての留意事項

- 1 この資金は、令和2年7月豪雨により被災した世帯及び被災により住所を有する市町村から避難されている世帯が当座の生活を維持するための費用として借りることができます。なお、一世帯※一回の申込みです（一世帯に複数回の申込みが確認された場合、いずれの貸付けも行わない、もしくは、既借入金額を即座に返金していただきます）。
※「世帯」とは、同じ家で一緒に生活するグループを一つの世帯とします（電気・ガス・水道のメーターが別である二世帯住宅を除く）。
- 2 借入限度額は、一世帯に原則10万円以内とします。ただし、次に掲げる事項に該当し特に必要と認められる場合は20万円以内とします。
 - A 世帯員の中に死亡者がいるとき。
 - I 世帯員に要介護者がいるとき。
 - U 世帯員が4人以上いるとき。
 - E 重傷者・妊産婦・学齢児童がいる世帯等で特に資金の貸付需要があると認められるとき。
- 3 本資金の据置（償還（返済）が始まるまで）期間は、貸付日から1年以内です。また、償還期限は、据置期間経過後2年以内です。
- 4 本資金の貸付利率は、無利子です。ただし、最終償還期限日までに償還しなかったときは、滞納元金につき年3.0パーセントの延滞利子が日々加算されます
- 5 申込みは借り入れを希望する本人のみが行うことができます。
- 6 虚偽などの不正が認められた場合は、借入申込を受理しません。
- 7 申込受付後、熊本県社会福祉協議会で審査を行います。審査結果について書面での通知は行いません。貸付決定の場合、貸付金の送金をもって貸付決定通知に代えさせていただきます。なお、不承認の場合は、文書で通知しますが、不承認理由はお答えすることができません。
- 8 貸付金の振り込みは、受付日から10日程度かかりますので御了承ください。なお、申込書等への記載内容や添付された確認書類で不明な点や誤りがある場合は、さらに時間がかかる場合があります。

【令和2年7月豪雨】緊急小口資金借入申込者留意事項

- 9 次の方は借入申込ができません。
- ア 身分証明書等をお持ちでない方、あるいは身分証明書等と申込書に記載の氏名、住所、生年月日等が一致しない方（住所を有する市町村から被災により避難されこれらをお持ちでない方は申込受付時にお申し出ください）
 - イ 暴力団員及び暴力団員がいる世帯の方
 - ウ 市町村社協及び県社協の支援を受入れない方
 - エ 自己破産等の債務整理手続き中の方
- 10 本資金の借入申込は、生活福祉資金貸付制度要綱に基づく貸付けを行うものです。借入申込時、あるいは借入後における脅迫的、暴力的言動等がある場合は、警察との連携により対応します。また、借入申込後に警察に対し世帯員の暴力団員該当性情報の提供を求めることがあります。
- 11 借入申込にあたっては、つぎの書類が必要です。
- ア 被災したことがわかるもの（り災証明書（又は申請書の写し）、被災証明書）
 - イ 世帯全員と続柄が記載された住民票（発行3か月以内）
 - ウ 身分を証明できるもの（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証など）
 - エ 申込者の預金通帳（貸付金振込先の口座となります）
 - オ 認印（被災により紛失された方は申込み受付時にお申し出ください）
 - 郵送の際は、ウの写し、エ（銀行名・支店名・口座番号・氏名(ｶｷｶ)）が分かるもの
の写しを提出
- 12 生活保護受給世帯が申込みされる場合、予め福祉事務所に相談し、借入申込が認められていることが前提となります。福祉事務所に事前相談もなく貸付けを受けた場合は、貸付金が全額収入認定される恐れがありますので、必ず事前に担当ケースワーカーにご相談ください。
- 13 資金を借り受けた者は、借入期間中、住所変更などの世帯の状況に変更があったときは、直ちに熊本県社会福祉協議会に届け出なければなりません。
- 14 借入申込にあたって、熊本県社会福祉協議会が借入申込書及び添付書類の記載事項について事実確認を行うために、全国社会福祉協議会及び他の都道府県社会福祉協議会に照会することがあります。

以上の事項をすべて了承した方の借入申込のみ受け付けます。